

みなし認定対象者に関するフローチャート

令和4年10月1日から被扶養者として認定している「兄弟姉妹」や「孫」などについては、経済的な扶養能力に妥当性があるかを判断するため、次の判断基準①から③をすべて満たす必要があります。

判断基準をご確認いただき、**認定基準の該当・非該当に関わらず、必要書類をご提出ください。**

【判断基準①】

認定対象者が属する世帯の年間収入が、組合員の年間収入の1/2未満であること。

$$\text{組合員の年間収入} \times 1/2 > \text{認定対象者世帯の年間収入}$$

【判断基準②】

組合員世帯の1人当たり生計費（生活費）（認定対象者を含む。）が、認定対象者の年間収入を上回ること。

$$\text{組合員の年間収入} \div (\text{本人} + \text{被扶養者} + \text{認定対象者}) (\text{人}) > \text{認定対象者世帯の年間収入}$$

【判断基準③】

組合員世帯の1人当たり生計費（生活費）（認定対象者を含む。）が、人事院の標準生計費を上回ること。

$$\text{組合員の年間収入} \div (\text{本人} + \text{被扶養者} + \text{認定対象者}) (\text{人}) > \text{認定対象者世帯の1人当たりの標準生計費}$$

		(円)				
生計費	世帯数	1人	2人	3人	4人	5人
1世帯当たりの標準生計費(月額)		114,480	178,930	196,090	213,240	230,390
1人当たりの標準生計費(月額)		114,480	89,465	65,363	53,310	46,078
1人当たりの標準生計費(年額)		1,373,760	1,073,580	784,356	639,720	552,936

【必要提出書類】

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申告書 (申告事由欄の「ア b 取消」又は「ウ 被扶養者継続認定」のいずれかに○をご記入ください。) ・被扶養者に関する申立書 ・住民票（継続認定の場合。取消の場合は不要。） ※世帯全員分であることが分かるもの。続柄が省略されたものは不可。
その他収入がある組合員の方 (事業・不動産・配当等収入)	令和4年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し(青色申告決算書(写し)) 等
給与収入がある方 (パート、アルバイト)	給与支払証明書または令和4年分源泉徴収票の写し（世帯分）
年金収入がある方	最新の年金改定通知書の写しまたは年金支払通知書の写し
事業収入がある方	令和4年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し(青色申告決算書(写し))
別居している方	通帳の写し等（仕送り確認のため） (振込人である組合員の氏名又は送金先である認定対象者の氏名が印字されているもの)

※1 個々の事例により、調査の過程でその他の書類を依頼することがあります。

※2 障害等のために扶養の認定を受けている場合は、身体障害者手帳（写）等を併せて添付願います。